

資料 3

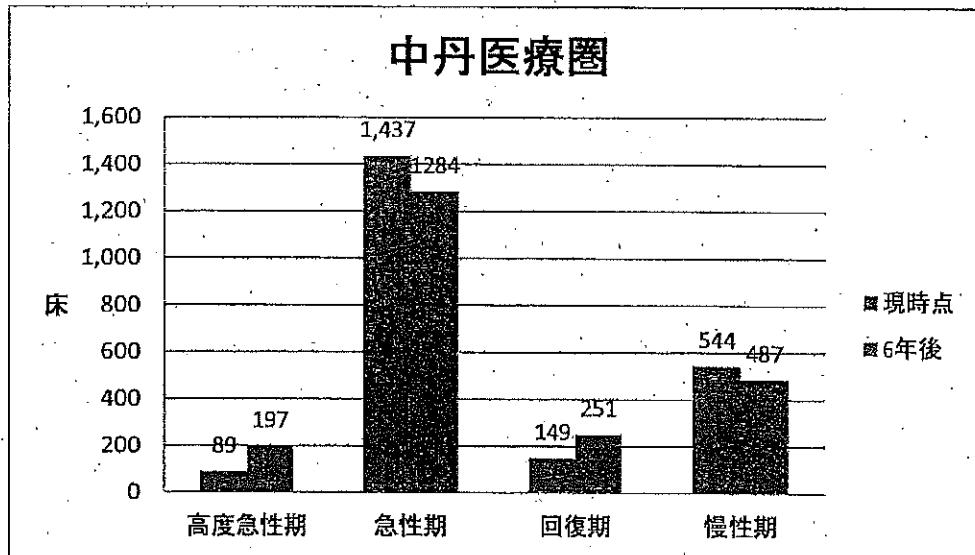
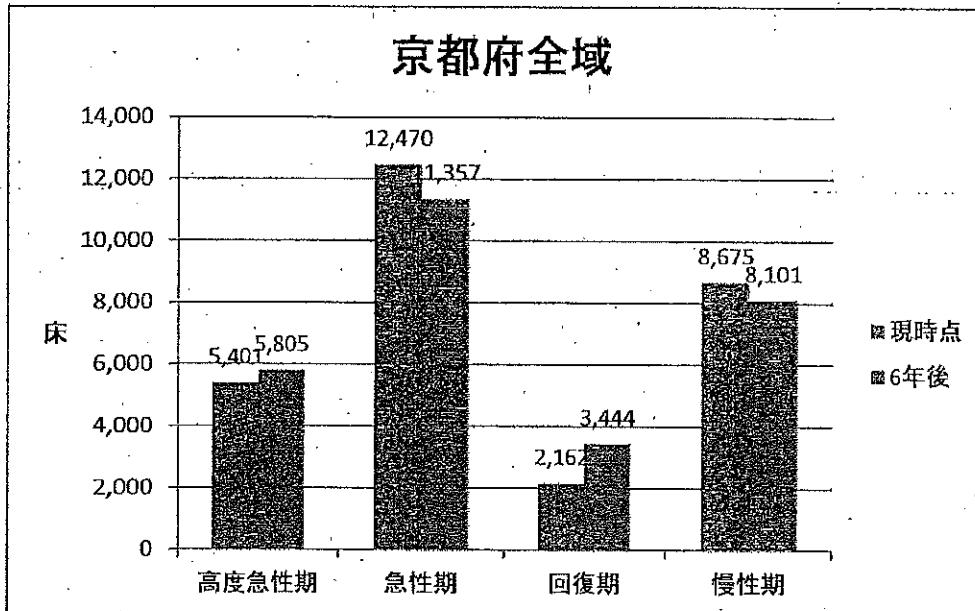
平成26年度病床機能報告制度における病床の機能区分の報告状況(平成26年度末まとめ)

以下の集計は、平成27年3月31日時点で、厚生労働省において、データクリーニングが完了し、京都府にデータの提供があったものを取りまとめた値です。

○対象施設数:268(病院162、有床診療所106)

○報告施設数:232(病院160、有床診療所72)

○公表施設数:214(病院155、有床診療所59)



病床機能報告制度における主な報告項目

別添1

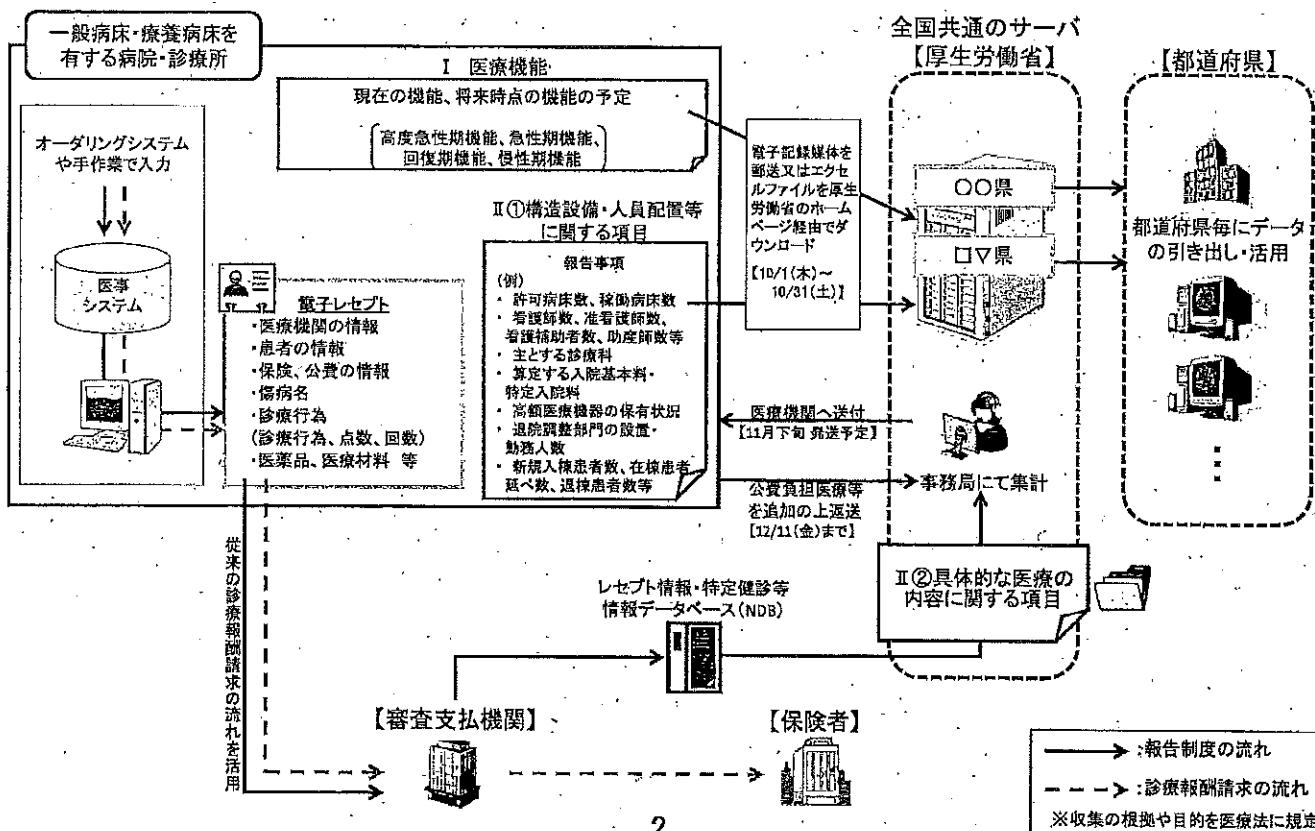
構造設備・人員配置等に関する項目

具体的な医療の内容に関する項目

病床数 人員配置 機器等	(現況／今後の方針) ※ 任意で2025年時点の医療機能の予定 許可病床数、稼働病床数 一般病床、療養病床の別 医療法上の経過措置に該当する病床数 看護師数、准看護師数、看護補助者数、助産師数 理学療法士数、作業療法士数、言語聴覚士数、薬剤師数、臨床工学士数 主とする診療科 算定する入院基本料・特定入院料 DPC群 在宅療養支援病院／診療所、在宅療養後方支援病院の届出の有無(有の場合、医療機関以外／医療機関での看取り数) 二次救急医療施設／救急告示病院の有無 高額医療機器の保有状況(CT、MRI、血管連続撮影装置、SPECT、PET、強度変調放射線治療器、遠隔操作式密封小線源治療装置等) 退院調整部門の設置・勤務人数	(全身麻酔の)手術件数(臓器別) 胸腔鏡下手術件数／腹腔鏡下手術件数 内視鏡手術用支援機器加算 悪性腫瘍手術件数 病理組織標本作製、術中迅速病理組織標本作製 放射線治療件数、化学療法件数 がん患者指導管理料 抗悪性腫瘍剤局所持続注入、肝動脈塞栓を伴う抗悪性腫瘍剤肝動脈内注入 分娩件数 超急性期脳卒中加算、経皮的冠動脈形成術 入院精神療法、精神科リエゾンチーム加算 ハイリスク分娩管理加算／妊娠婦共同管理料 救急搬送診療料、頸血の肺動脈圧測定 持続緩徐式血液濾過、大動脈バルーンパンピング法 経皮的心肺補助法、補助人工心臓・植込型補助人工心臓 頭蓋内圧測定1日につき、人工心肺 血漿交換療法、吸着式血液浄化法、血球成分除去療法 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度を満たす患者割合 院内トリアージ実施料 夜間休日救急搬送医学管理料 精神科疾患患者等要入加算 救急医療管理加算 在宅患者緊急入院診療加算 救急搬送患者地域連携紹介加算、地域連携診療計画管理料 救命のための気管内挿管 体表面／食道ペーシング法 非開胸的心マッサージ、カウンターショック 心膜穿刺、食道圧迫止血チューブ插入法 休日又は夜間に受診した患者の数(うち診察後、直ちに入院となつた患者数) 救急車の受入件数	退院調整加算、救急・在宅等支援(療養)病床初期加算 救急搬送患者地域連携受入加算 地域連携診療計画退院時指導料、退院時共同指導料 介護支援連携指導料、退院時リハビリテーション指導料 退院前訪問指導料 中心静脈注射、呼吸心拍監視、酸素吸入 観血的動脈圧測定 1日につき ドレーン法、胸腔若しくは腹腔洗浄 人工呼吸 1日につき、人工腎臓、腹膜灌流 経管栄養カテーテル交換法 疾患別リハ料、早期リハ加算、初期加算、摂食機能療法 リハ充実加算、体制強化加算、休日リハ提供体制加算 入院時訪問指導加算、リハを要する患者の割合 平均リハ単位数／患者・日、1年間の総退院患者数 1年間の総退院患者数のうち、入院時の日常生活機能評価が10点以上であった患者数・退棟時の日常生活機能評価が、入院時に比較して4点以上改善していた患者数 療養病棟入院基本料、褥瘡評価実施加算 重度褥瘡処置、重傷皮膚潰瘍管理加算 難病等特別入院診療加算、特殊疾患入院施設管理加算 超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院診療加算 強度行動障害入院医療管理加算 往診患者数、訪問診療数、在宅／院内看取り件数 有床診療所入院基本料、有床診療所療養病床入院基本料 急変時の入院件数、有床診療所の病床の役割 過去1年間の新規入院患者のうち、他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受け渡し割合 有床診療所の多様な役割 (①病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受け渡しとしての機能、②専門医療を担って病院を役割を補完する機能、③緊急時に対応する機能、④在宅医療の拠点としての機能、⑤終末期医療を担う機能)
	新規入院患者数 在院患者延べ数 退院患者数 入院前の場所別患者数 予定入院・緊急入院の患者数 退棟先の場所別患者数 退院後に在宅医療を必要とする患者数	院内トリージ実施料 夜間休日救急搬送医学管理料 精神科疾患患者等要入加算 救急医療管理加算 在院患者緊急入院診療加算 救急搬送患者地域連携紹介加算、地域連携診療計画管理料 救命のための気管内挿管 体表面／食道ペーシング法 非開胸的心マッサージ、カウンターショック 心膜穿刺、食道圧迫止血チューブ插入法 休日又は夜間に受診した患者の数(うち診察後、直ちに入院となつた患者数) 救急車の受入件数	有床診療所の多様な機能 (①病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受け渡しとしての機能、②専門医療を担って病院を役割を補完する機能、③緊急時に対応する機能、④在宅医療の拠点としての機能、⑤終末期医療を担う機能)

病床機能報告制度における報告・集計等の仕組み

別添2



ホーム > 健康・福祉・人権 > 健康・医療 > 京都府の医療施策について > 京都府における医療機能ごとの病床の現状

ツイート

いいね!

0

京都府における医療機能ごとの病床の現状

地域医療構想について

今後高齢化が進展し、医療・介護サービスの需要が増大していく中で、患者それぞれの状態にふさわしい良質かつ適切な医療を効果的かつ効率的に提供する体制を構築することが求められています。

そのためには、医療機能の分化・連携を進め、各医療機能に応じて必要な医療資源を適切に投入し、入院医療全体の強化を図ると同時に、退院患者の生活を支える在宅医療及び介護サービス提供体制を充実させていくことが必要です。

こうしたことから、都道府県は、2025年における医療機能ごとの需要と必要量を含めその地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するための地域医療構想を策定します。

病床機能報告制度について

地域医療構想の策定にあたり、地域の医療機関が担っている医療機能の現状把握、分析を行う必要があります。

そのために必要なデータを収集するため、医療機関がその有する病床(一般病床及び療養病床)において担っている医療機能を自ら選択し、病棟単位を基本として都道府県に報告する仕組みが導入されました。

また、医療機能の報告に加えて、その病棟にどんな設備があるのか、どんな医療スタッフが配置されているのか、どんな医療行為が行われているのか、についても報告することとしています。

報告された情報の公表

報告された情報を公表し、地域医療構想とともに示すことにより、地域の医療機関や住民等が、地域の医療提供体制の現状と将来の姿について共通認識を持つことができます。また、医療機関の自主的な取組及び医療機関相互の協議によって、医療機能の分化・連携が進められるようになります。

医療機能について

医療機関が報告し、都道府県が2025年の必要量を定めることとなる医療機能は、次の4つの区分です。

高度急性期	急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能
急性期	急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能
回復期	急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能。 特に、急性期を経過した脳血管疾患や大腿骨頸部骨折等の患者に対し、ADLの向上や在宅復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に提供する機能(回復期リハビリテーション機能)。
慢性期	長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能 長期にわたり療養が必要な重度の障害者(重度の意識障害者を含む)、筋ジストロフィー患者又は難病患者等を入院させる機能

京都府における医療機能ごとの病床の状況

現状

2014年7月1日時点の機能として、各医療機関が自主的に選択した機能の状況です。

二次医療圏	全体	高度急性期	急性期	回復期	慢性期
丹後圏域	1,199	16	851	99	233
中丹圏域	2,219	89	1,437	149	544
南丹圏域	1,272	0	786	47	439
京都・乙訓圏域	19,808	5,192	7,081	1,340	6,195
山城北圏域	3,615	104	1,835	477	1,199
山城南圏域	595	0	480	50	65
京都府計	28,708	5,401	12,470	2,162	8,675

単位:床

回答のない医療機関があるため、合計数は実際の許可病床数と一致しません。

二次医療圏名をクリックすると、圏域内の医療機関ごとの病床の状況をご覧いただけます。

6年後の予定

2014年7月1日時点から6年経過した時点の機能の予定として、各医療機関が自主的に選択した機能の状況です。

二次医療圏	全体	高度急性期	急性期	回復期	慢性期
丹後圏域	1,199	16	851	99	233
中丹圏域	2,219	197	1,284	251	487
南丹圏域	1,272	0	734	157	381
京都・乙訓圏域	19,807	5,488	6,340	2,083	5,896
山城北圏域	3,615	104	1,725	747	1,039
山城南圏域	595	0	423	107	65
京都府計	28,707	5,805	11,357	3,444	8,101

単位:床

圏域の設定が現在と変わらないとした場合

お問い合わせ

健康福祉部医療課

京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町

電話番号:075-414-4743

ファックス:075-414-4752

iryo@pref.kyoto.lg.jp

京都府 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町

Copyright © Kyoto Prefecture. All Rights Reserved.

[ツイート](#)いいね! 0

中丹圏域における医療機能ごとの病床の状況

現状

2014年7月1日時点の機能として、各医療機関が自主的に選択した機能の状況です。

1つの病棟に特定の患者だけが存在し、当該患者への医療だけを提供しているものではなく、実際の病棟の実情に即して、病棟内には様々な病期の患者が混在しており、各々の患者に応じた医療が提供されています。

施設名称	全体	高度 急性 期	急性 期	回復 期	慢性 期
市立福知山市民病院	344	0	300	44	0
医療法人福富士会京都ルネス病院	132	50	82	0	0
医療法人静寿会 渡辺病院	96	0	0	0	96
市立福知山市民病院大江分院	72	0	0	0	72
医療法人翠生会松本病院	57	0	0	0	57
国立病院機構舞鶴医療センター	337	12	325	0	0
国家公務員共済組合連合会 舞鶴共済病院	320	27	293	0	0
舞鶴赤十字病院	198	0	150	0	48
市立舞鶴市民病院	100	0	0	0	100
京都府立舞鶴こども療育センター	60	0	0	0	60
医療法人岸本病院	40	0	0	0	40
綾部市立病院	206	0	206	0	0
公益社団法人京都保健会京都協立病院	99	0	0	99	0
医療法人綾富士会 綾部ルネス病院	86	0	43	0	43
医療法人 慈光会 岡本産婦人科	9	0	9	0	0
由良産婦人科石原分院	3	0	3	0	0
渡辺医院	19	0	0	0	19
片山産婦人科	17	0	17	0	0
医療法人鶴洋会河崎内科	9	0	0	0	9
医療法人虹樹会 おおえ乳腺クリニック	6	0	0	6	0
由良産婦人科・小児科医院	9	0	9	0	0

単位:床

医療機関名をクリックすると、医療機関の病床や職員数等の情報をご覧いただけます。

6年後の予定

2014年7月1日時点から6年経過した時点の機能の予定として、各医療機関が自主的に選択した機能の状況です。

施設名称	全体	高度急性期	急性期	回復期	慢性期
市立福知山市民病院	344	0	300	44	0
医療法人福富士会京都ルネス病院	132	50	82	0	0
医療法人静寿会 渡辺病院	96	0	0	0	96
市立福知山市民病院大江分院	72	0	0	0	72
医療法人翠生会松本病院	57	0	0	0	57
国立病院機構舞鶴医療センター	337	12	280	45	0
国家公務員共済組合連合会 舞鶴共済病院	320	135	185	0	0
舞鶴赤十字病院	198	0	150	48	0
市立舞鶴市民病院	100	0	0	0	100
京都府立舞鶴こども療育センター	60	0	0	0	60
医療法人岸本病院	40	0	0	0	40
綾部市立病院	206	0	206	0	0
公益社団法人京都保健会京都協立病院	99	0	0	99	0
医療法人綾富士会 綾部ルネス病院	86	0	43	0	43
医療法人 慶光会 岡本産婦人科	9	0	9	0	0
由良産婦人科石原分院	3	0	3	0	0
渡辺医院	19	0	0	0	19
片山産婦人科	17	0	17	0	0
医療法人鶴洋会河崎内科	9	0	0	9	0
医療法人虹樹会 おおえ乳腺クリニック	6	0	0	6	0
由良産婦人科・小児科医院	9	0	9	0	0

単位:床

(注) 圏域の設定が現在と変わらないとした場合

お問い合わせ

健康福祉部医療課
京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
電話番号:075-414-4743
ファックス:075-414-4752
iryo@pref.kyoto.lg.jp

前回検討会の指摘事項を踏まえた平成 27 年度病床機能報告の対応について（案）

- 前回の検討会において、平成 26 年度病床機能報告の課題を踏まえて、平成 27 年度病床機能報告の対応について提案し、検討いただいたところである。
- ご議論いただいた点を踏まえ、本年度の報告においては、以下のように対応することとする。

前回検討会での提案事項	平成 27 年度病床機能報告の対応
<p>(1) 未報告の医療機関に対する対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 未報告の医療機関に対しては、都道府県において、まずは報告を督促し、それでもなお未報告の医療機関に対しては、医療法に基づき適切に対応する。 ※ 医療法上、都道府県知事は、未報告の医療機関に対し、報告するよう命令することができるようになっている。（医療法第 30 条 13 第 5 項） ※ 医療機関が都道府県知事の命令に従わない場合は、都道府県知事は当該医療機関を公表することができることとなっている。 また、地域医療支援病院・特定機能病院の開設者が都道府県知事の命令に違反した時は、都道府県・国は、それぞれの承認を取り消すことができることとなっている。都道府県知事の命令に違反した者は、三十万円以下の過料に処することとなっている。 	<p>(1) 未報告の医療機関に対する対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 原案どおり

1

<p>(2) 「間違い」と考えられる報告への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 救命救急入院料や ICU、HCU 等を算定している病棟で、回復期機能や慢性期機能を選択するなどの、明確に選択間違ないと考えられるものは、平成 27 年度病床機能報告では、「間違い」として取り扱い、医療機関に修正を求める。 	<p>(2) 「間違い」と考えられる報告への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 原案どおり
<p>(3) 回復期機能の誤解釈への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「回復期機能」については、「回復期リハビリテーション病棟だけが該当すると考えていた」という事例があったので、医療機関には、医療機能の内容を適切に理解し、医療機能を選択していただく必要があるため、医療機能の内容等を周知徹底する。 	<p>(3) 回復期機能の誤解釈への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 回復期機能については、「リハビリテーションを提供する機能」や「回復期リハビリテーション機能」のみではなく、「急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療」も含まれることを平成 27 年度病床機能報告マニュアルに明記する。

2

<p>(4) 特定機能病院の選択への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特定機能病院個々の病棟については、必ずしも全て高度急性期とは限らないと考えられる。そのため、病棟の機能の選択に当たっては、個々の病棟の役割や入院患者の状態に照らして、医療機能を適切に選択することを求める。 <p>(5) 報告の単純ミスへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「届出病床数が許可病床数よりも多い」というような単純ミスをなくすため、医療機関における入力の際、エラーが表示されるようにするなどのシステム面での対応を図る。 	<p>(4) 特定機能病院の選択への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特定機能病院においても、病棟の機能の選択に当たっては、個々の病棟の役割や入院患者の状態に照らして、医療機能を適切に選択することを平成27年度病床機能報告マニュアルに明記する。 <p>(5) 報告の単純ミスへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 以下の場合は、報告様式（電子媒体）に、「未記入の欄があります。」等の注意文が表示されるようになるとともに、その状態のままでは送信できないようとする。 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 報告事項に記載が無く、記載漏れなのか、報告対象となる患者数等が存在しないのか判断がつかないもの ▪ 届出病床数が許可病床数よりも多い場合 ▪ 許可病床数が0床の場合 ▪ 過去1年間の在棟患者延べ数が1人以上であるものの、稼働病床が0床の場合 ▪ 施設全体の職員数と、内訳の各部門の職員数の合計が一致しない場合 ▪ 在棟患者延べ数が稼働病床数と比較して明らかに多い場合等
---	---

3

<p>(6) 項目の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 他項目と同一時点の医師数を把握するため、医師数を報告項目に追加する。 	<p>(6) 項目の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医師数等の項目の追加については、他制度と整理を行いつつ、今後検討する。 ○ なお、医師の需給見直しや地域定着対策の推進とそれに関連する把握方法は、別途、検討を行うこととする。
---	---

4

9

適切な病床機能報告に向けた今後の検討について

- 平成26年度病床機能報告では、医療機関が、「医療機能の内容」に照らして、病棟の医療機能を選択して都道府県に報告することとなっていた。このため、同じ医療機能を選択している病棟でも、そこで行われている医療の内容等は必ずしも同等ではなかったり、同程度の医療内容と思われる医療機関でも、異なる医療機能を選択して報告している例もあったと考えられる。

(参考) 病床機能報告制度 報告する医療機能とその内容

医療機能の名称	医療機能の内容
高度急性期機能	急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能
急性期機能	急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能
回復期機能	<ul style="list-style-type: none"> ○ 急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリーションを提供する機能 ○ 特に、急性期を経過した脳血管疾患や大腿骨頸部骨折等の患者に対し、ADLの向上や在宅復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に提供する機能(回復期リハビリテーション機能)
慢性期機能	<ul style="list-style-type: none"> ○ 長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能 ○ 長期にわたり療養が必要な重度の障害者(重度の意識障害を含む)、筋ジストロフィー患者又は難病患者等を入院させる機能

- 例えば、診療報酬の地域包括ケア病棟入院料を算定している病棟の場合、報告している医療機能は、主に急性期機能又は回復期機能となっている。
- 今後、報告された医療機能と、行われている医療内容、構造設備・人員配置等との関係を詳細に分析し、適切な病床機能報告に向けて検討していく。

※ 平成26年度病床機能報告では、具体的な医療の内容に関する項目は、病院単位でしか把握できていないので、上記の分析を行う際には、この点に留意する必要がある。